

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のこトバ

携帯電話ポータルサイト

総務省は、使用する通信量に合った携帯電話の料金プランの選び方や、契約する携帯会社を乗り換える際の手続きなどについて解説したサイトを刷新し正式版を公開。

今週のこよみ

ご自分の予定を確認して下さい

4/19(月) 仏滅

20(火) 大安 穀雨、郵政記念日

21(水) 赤口

22(木) 先勝 気候変動サミット

23(金) 友引 20年度の消費者物価指数発表

24(土) 先負

25(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/12(月)	29,539 ▼229	109.45 △0.05
13(火)	29,752 △213	109.31 △0.14
14(水)	29,621 ▼131	108.99 △0.32
15(木)	29,643 △22	108.81 △0.18
16(金)	29,683 △40	108.89 ▼0.08

雇用調整助成金の特例措置に関する取扱い

新型コロナの感染拡大により、今月20日から「まん延防止等重点措置」が10都府県の対象地域で実施されます。

◆雇調金の特例措置はいつまで実施される？

新型コロナの影響により事業主が休業等を行った場合に、労働者へ支払った休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置（日額上限1万5千円、助成率は最大10/10）が実施される緊急対応期間は、現時点で4月末までとなっています（緊急対応期間を1日でも含む判定基礎期間が対象）。

緊急対応期間後の2ヵ月間は、現行措置を縮減（日額上限13500円、中小企業の助成率を最大9/10など）するとともに、まん延防止等重点措置実施地域や特に厳しい企業（売上等が最近3ヵ月の月平均で前年又は前々年の同期比30%以上減少）に係る特例措置が設けられる予定です。

◆雇調金の交付を受けた場合の収益計上時期は

国等から助成金等の交付を受けた場合は、原則として交付決定日の属する事業年度の収益として計上しますが、助成金等が特定の経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、事前に交付を受けるための手続をしている場合は、経費発生日の属する事業年度の収益として計上します。

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置は事前の休業等計画届の提出が不要とされているため、収益計上時期は原則として交付決定日の属する事業年度となります。ただし、交付申請により交付を受けることの確実性が認められ、経費発生日の属する事業年度に会計上も収益計上している場合は、税務上も同様の処理が認められます。

■この記事の詳細は、情報BOX201515

持続化補助金(低感染リスク型)の申請開始

持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>の申請受付が始まりました（年度内に6回実施予定）。

本補助金は、小規模事業者が感染防止と事業継続を両立させるため対人接触機会の減少に資する投資を行い、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組む場合、それに要する経費（機械装置等費、広報費、開発費、外注費、感染防止対策費など）の3/4を補助（上限100万円）するものです。感染防止対策費については、補助金総額の1/4（緊急事態宣言の影響で売上が大幅に減少した事業者は1/2）が上限になります。

なお、特例として本年1月8日以降に発生した経費を遡って補助対象経費にすることが可能です。

納税の特例猶予を受けた方は

新型コロナの影響を受けて納税が困難である事業者は無担保・延滞税なしで1年間納税を猶予する特例が本年2月1日までに納期限が到来するものを対象に実施されていましたが、国税の適用状況（最終集計）によると、32万2801件・約1兆5177億円が特例猶予を受けています。

特例猶予を受けた方は、猶予期限を迎える納税額を踏まえた資金繰りが必要となります。また、期限までの納付ができない場合は、従来の猶予制度（換価の猶予又は納税の猶予）を検討します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

雇用調整助成金の特例措置に関する取り扱い

◆雇用調整助成金の特例措置について

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置（日額上限 15,000 円、解雇等を行わない中小企業や一定の大企業の助成率を最大 10/10）は、現時点において令和 3 年 4 月末まで実施するとされており、その後の 2 ヶ月間（5 月、6 月）は原則的な措置を縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定です。

◎雇用調整助成金の特例措置における現時点の予定（助成率は（ ）は解雇等を行わない場合）

		～4 月末	5 月・6 月
中小企業	原則的な措置【全国】	助成率：4/5（10/10） 日額上限：15,000 円	4/5（9/10） 13,500 円
	地域特例※1	—	4/5（10/10） 15,000 円
	業況特例※2【全国】	—	4/5（10/10） 15,000 円
大企業	原則的な措置【全国】	2/3（3/4） 15,000 円	2/3（3/4） 13,500
	地域特例※1	4/5（10/10） 15,000 円	4/5（10/10） 15,000 円
	業況特例※2【全国】	4/5（10/10） 15,000 円	4/5（10/10） 15,000 円

※1 ～4 月末（大企業のみ）：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による新型インフルエンザ対策等特別措置法第 18 条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

※1 5 月・6 月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による新型インフルエンザ対策等特別措置法第 18 条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

（まん延防止等重点措置実施地域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用）

※2 生産指標が最近 3 ヶ月の月平均で前（々）年同期比 30%以上減少の全国の事業主

◎雇用調整助成金等の雇用維持要件について

現在、中小企業及び地域特例・業況特例の大企業には、令和 3 年 1 月 8 日～4 月末までの休業等について、令和 3 年 1 月 8 日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断しているところですが、5 月・6 月の休業等については、地域特例・業況特例の対象となるものに対して、引き続き令和 3 年 1 月 8 日以降の解雇等の有無で判断する予定です。

◆助成金等の収益計上時期の取扱い

国や地方公共団体から助成金等の交付を受けた場合、助成金等の交付が決定された日に収入すべき権利が確定すると考えられるので、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなります。

ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続（※）をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、助成金等の収益計上時期は経費が発生した日の属する事業年度として取り扱います。

※必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当します。

【雇用調整助成金の特例措置の取扱い】

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置では、事前の休業等計画届の提出は不要とされているため、収益計上時期は原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

ただし、事前手続きが不要の場合でも、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する事業年度に会計上も収益計上しているときには、税務上もその処理は認められると考えられます。